

副本

平成30年(ワ)第24351号 損害賠償請求事件







原告 Ambika Budha Singh

被告 東京都外1名

準備書面(8)

令和3年1月15日

東京地方裁判所民事第4部合議B係 御中

被告東京都指定代理人	加	藤	眞	理	
同	井	上	安	曇	
同	寺	本	孝	規	
同	前	田	香	里	
同	松	本		涉	
同	高	橋	一	光	

被告東京都は、本準備書面において、令和2年10月20日付け原告第7準備書面（以下「原告第7準備書面」という。）における原告の主張に対して、必要と認める範囲で反論する。

なお、略語等は、本準備書面で新たに用いるもののほかは、被告東京都の従前の例による。

## 第1 「刑務官の職務執行に関する訓令」及び「国連被拘禁者処遇最低基準規則」違反をいう原告の主張について

### 1 原告の主張

原告は、原告第7準備書面第4（8ないし11ページ）において、刑事施設の処遇を定めた「刑務官の職務執行に関する訓令」（以下「刑務官の訓令」という。）が留置施設にも準用又は類推適用されるべきであるとした上、当該主張を前提として、起床時に居室の外に出た亡アルジュンに対する制止及び拘束行為、その後の戒具使用が、刑務官の訓令23条に違反するとか、日本政府も採択に賛同した国連被拘禁者処遇最低基準規則第48に違反しており違法であるなどと主張する。

### 2 被告東京都の反論

(1) そもそも、刑事収容施設法上、「刑事施設における被収容者の処遇」（同法第二編第二章）と「留置施設における被留置者の処遇」（同法第二編第三章）とは区別して定められており、留置施設は、刑事施設と比較して物的施設としても、人的組織としても小規模であり、被留置者の留置の期間も比較的短時間にとどまることなどから、適用される規定の内容も異なる（丙24号証・72ページ）。

したがって、留置施設における被留置者の処遇について、刑事施設の規律及び秩序の維持に関して必要な事項等を定めた刑務官の訓令が準用又は類推適用されるものではない。

この点を措くとしても、刑務官の訓令23条は、刑事収容施設法77条1

項の規定による制止、拘束などの措置をとる場合の留意事項等について定めているところ、同項の「拘束」には、戒具を用いる拘束は含まれないのであるから（丙24号証・341ページ）、刑務官の訓令23条を根拠として戒具使用の違法をいう原告の主張は失当である。

(2) また、国連被拘禁者処遇最低基準規則は、序則1において「この規則は、刑務施設の模範的制度を詳細に述べようとするものではない。この規則は、（中略）被拘禁者の処遇及び施設の管理に関する適切な原則及び実践として一般に認められているものの摘示のみを目的とする。」（丙25号証・2ページ）と定められているとおり、被拘禁者の処遇等に関する国際的な基準を示したものとどまり、同規則に違反する処遇が直ちに我が国の国賠法上違法となるものではないから、この点に関する原告の主張も失当である。

(3) なお、起床時に居室の外に出た亡アルジュンに対する制止行為については、被告都準備書面(1)第2の6(2)ないし(4)（17及び18ページ）で述べたとおり、亡アルジュンが留置課員（宮本警部補ら）の警告及び制止に従わずに留置施設内を歩き回ったり、亡アルジュンが居室出入口の扉をつかんで強く入室を拒むなどした状況において、宮本警部補が、仮に亡アルジュンを無理に居室内に押し込んだ場合、扉と接触するなどして負傷させるおそれがあると認めたことから、通路に置かれていた寝具の上に亡アルジュンを寝かせた上で、静かにするよう、居室内に入っているよう警告したのであって、亡アルジュンの身体の安全に十分配慮した措置である。

## 第2 医師の意見聴取義務違反をいう原告の主張について

### 1 手錠及び捕縄を使用する場合には医師からの意見聴取が義務づけられていないこと

#### (1) 原告の主張

原告は、原告第7準備書面第6の1（11ページ）において、身体拘束具の使用に際しては、医師に対して、被収容者の状態、使用する身体拘束

具の種類、身体拘束の部位・時間など必要な情報を提供した上で、医師から専門的見地に基づき、身体拘束具の具体的な使用方法について意見を聴取する義務があるなどと主張する。

## (2) 被告東京都の反論

そもそも、刑事収容施設法上、手錠及び捕縄の使用に際して、医師からの意見聴取を義務づける明文の規定は存在せず、よって、原告の主張は、独自の見解であり失当である。

なお、刑事収容施設法上、留置業務管理者が使用に際して医師の意見を聴取することが義務づけられる戒具は、拘束衣及び防声具であり（同法213条7項）、亡アルジュンに対して装着した手錠及び捕縄とは異なる（丙16号証・4及び5ページ）。

## 2 保護室収容に係る医師からの意見聴取義務違反はないこと

### (1) 原告の主張

原告は、原告第7準備書面第6の3ないし5（12ページ）において、刑務官の訓令が留置施設に準用又は類推適用されることを前提として、丙20号証の記載内容からすれば、留置課員は、亡アルジュンがふてくされた態度であるため保護室に収容する旨を医師に告げたにすぎず、刑務官の訓令34条に定める措置をとっていないから、刑事収容施設法214条2項に定める医師の意見聴取義務違反の違法があるなどと主張する。

### (2) 被告東京都の反論

まず、前記第1の2(1)で述べたとおり、留置施設における被留置者の処遇について、刑務官の訓令が準用又は類推適用されるものではないから、原告の主張は、前提において失当である（この点、留置施設においては、刑事施設とは異なり、施設内に病院や診療所が設けられていないのであるから、留置課員が刑務官の訓令34条に定める措置を行うことは、事実上不可能である。）。

また、丙20号証の「収容中の状況」欄の「ふてくされた態度」との記載

は、その記載のとおり、保護室収容後の亡アルジュンの状況であって、被告都準備書面(1)第2の6(17ないし19ページ)で述べたとおり、留置課員は、亡アルジュンが暴れたこと等から保護室に収容する必要性を認めたのであるから、亡アルジュンがふてくされた態度であるため保護室に収容したなどと医師に告げることなど到底あり得ないことである。

### 第3 原告のその余の主張について

原告は、①原告第7準備書面第1(1ないし3ページ)において、丙19号証を指摘して亡アルジュンに対する戒具を使用する必要がなかったとか、②同第2(3及び4ページ)において、留置施設における被留置者の処遇に「刑事施設及び被収容者の処遇に関する規則」が適用されるべきであるとか、③同第3(4ないし8ページ)において、留置課員には戒具の使用により血液の循環を著しく妨げることとならないようにする注意義務違反があるなどと主張するが、いずれも、既に被告東京都において詳細に主張しているか、独自の見解であるため、反論するに及ばない。

### 第4 結語

以上のとおり、原告の請求に理由がないことは明らかであるから、本訴請求は棄却されるべきである。

以上